

一般社団法人
日本こども育成協議会
会員の皆さんへ



日本こども育成協議会 総合補償制度の ご案内



① 学童クラブ経営者賠償事故補償

(賠償責任保険普通保険約款、施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項、他)

学童クラブの施設管理または業務遂行上の管理・指導ミスや提供した飲食物等により、施設利用者・保護者やその他第三者の身体に障害を与えた場合、または第三者の財物に損害を与えた場合に学童クラブが法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金としてお支払いします。

事故例

- 職員が目を放した際に児童がすべり台から落下。鎖骨を骨折し、学童クラブの管理責任を問われた。
- 学童クラブで調理した給食が原因で、複数の児童が食中毒により入院した。

② 児童館経営者賠償事故補償

(賠償責任保険普通保険約款、施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、受託者特約条項、他)

児童館の施設管理または業務遂行上の管理・指導ミス等により、第三者の身体に障害を与えた場合、または第三者の財物に損害を与えた場合に児童館が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金としてお支払いします。

事故例

- 職員が目を放した際に施設利用者がトランポリンから落下。足を骨折し、児童館の管理責任を問われた。
- 行事で借用した施設を破損させてしまい、損害賠償を請求された。



③ 施設入場者のための傷害事故補償

(普通傷害保険 施設入場者の傷害危険補償特約、天災危険補償特約、他)

学童クラブ・児童館の管理下における急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します
(学童クラブ・児童館の責任の有無は問いません。)。

被保険者:施設でお預かりするお子さま(学童クラブ)、施設の利用者(児童館)

事故例

- 児童が園庭で遊んでいたところ、転倒して足を捻挫、治療のために通院した。



「管理下」の定義

- 施設内での学童保育中・見守り中
- 合理的な経路での通園(帰宅)途上
- 施設外での課外活動中および活動場所との往復途上
(注)宿泊を伴う旅行等の行事は補償対象外となります。

保険期間

賠償責任保険 : 2022年4月1日午後4時 ~ 2023年4月1日午後4時

傷害保険 : 2022年4月1日午前0時 ~ 2023年3月31日午後12時

中途加入

毎月、中途加入を受け付けています。

① 学童クラブ経営者賠償事故補償

保険金額(支払限度額)

補償内容		Aコース	Bコース	Cコース	自己負担額
身体賠償 財物賠償	施設・昇降機	1名／1事故	2億円	5億円	10億円
	生産物	期間中	2億円	5億円	10億円
受託物賠償		期間中	500万円(うち受託貴重品・現金は10万円)		5千円
人格権侵害	1名		100万円		1千円
	1事故／期間中		1,000万円		
使用不能損害	1名		100万円		1千円
	1事故／期間中		1,000万円		
被害者対応費用*	死亡 重度後遺障害		1名あたり50万円		なし
	上記以外の 身体障害		1名10万円		
事故対応特別費用	期間中	1,000万円		なし	

*1回の事故についておよび保険期間を通じて1,000万円を限度としてお支払いします。

「保険料例」

学童クラブ4施設を運営している法人(合計定員数:160名)がAコースに加入する場合 ⇒ 加入保険料 : 56,000円



② 児童館経営者賠償事故補償

保険金額(支払限度額)

補償内容		保険金額	自己負担額
身体賠償 財物賠償	施設・昇降機	1名／1事故	10億円
受託物賠償 (手荷物等の預かり品)	期間中	100万円(うち受託貴重品・現金は10万円)	5千円
[オプション] 借用不動産賠償*	期間中	1,000万円・3,000万円・5,000万円	5千円
事故対応特別費用	期間中	1,000万円	なし

*表に掲載している保険金額パターン以外をご希望のお客様は取扱代理店にお問い合わせください。

③ 施設入場者のための傷害事故補償

保険金額(1口あたり)※5口まで加入できます。

	Aコース	Bコース	Cコース
死亡・後遺障害保険金	100万円	175万円	250万円
入院保険金日額	1,500円	1,500円	1,500円
通院保険金日額	1,000円	1,000円	1,000円

「保険料例」

学童クラブ2施設、児童館1施設を運営している法人(合計定員数:160名)がAコースに加入する場合 ⇒ 加入保険料 : 160,000円

お問い合わせ先

取扱代理店

株式会社エヌシーアイ

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷4-7-6 セイフピア3階

TEL **03-3426-7757** FAX **03-3426-9779**

〈受付時間 平日／午前9時から午後6時まで(日、祝日、年末年始を除きます。)〉

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL **03-3349-5137**

〈受付時間 平日／午前9時から午後5時まで〉

加入に関する必要書類をFAXにて請求される場合は下記内容を記入のうえ、FAX送付願います。もちろん、電話での請求も受付しております。
このチラシは概要を説明したものです。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2022/01/18 SJ21-13433

資料請求用紙
(一社)日本こども育成協議会 総合補償制度

株式会社エヌシーアイ 行
FAX番号 **03-3426-9779**

法人名			
ご担当者	フリガナ	電話番号	
住 所	〒 -		

保険商品や保険に関する各種ご案内のみに利用させていただきます。

学・児